志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

１．会議の種類　　令和３年第３回定例会

１．招集年月日　　令和３年３月１６日（火）

１．開催年月日　　令和３年３月２３日（火）

１．開催場所　　志摩市役所４０３会議室

１. 招集をした者　　舟戸 宏一

１．委員数　　４名

１．出席委員　　濵口 茂之・森 かお子・山下 行重・森本 由加

１．欠席委員　　なし

１．会議に出席した者　　教育長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 舟戸 宏一

　　　　　　　　　　　　　教育部長　　　　　　　　　　　　　　　　　　 寺田 一司

　　　　　　　　　　　　　調整監兼学校教育課長　　　　　　　　　　　　 澤田 真仁

　　　　　　　　　　　　　教育総務課長　　　　　　　　　　　　　　　　 柴原 晃

　　　　　　　　　　　　　学校教育課副参事兼管理主事　　　　　　　　　 小林 和浩

　　　　　　　　　　　　　総合教育センター長　　　　　　　　　　　　　 田畑 拓夫

　　　　　　　　　　　　　生涯学習スポーツ課長　　　　　　　　　　　　 西井 清弘

　　　　　　　　　　　　　こども家庭課長　　　　　　　　　　　　　　　 谷口 陽一

１．傍聴人　　０名

１．事　　　　　　　項

|  |  |
| --- | --- |
| 開　会日程第　１日程第　２日程第　３追加日程第１日程第　４日程第　５日程第　６日程第　７日程第　８閉　会 | 開会時間　　　９時００分会議録署名委員の指名　　１番　濵口　委員委員長報告議案第１６号　令和３年度志摩市奨学金の貸与について議案第１９号　令和３年度志摩市立幼稚園及び小中学校の教育方針について議案第１７号　令和３年度志摩市教育委員会事務局職員の人事の承認について（非公開）議案第１８号　志摩市スポーツ施設整備基本計画策定等について報告第　８号　県費負担教職員の人事異動内申について（非公開）報告第　９号　令和３年度第１号補正予算についてその他協議・報告案件について1. 各課からの報告
2. その他

閉会時間　　　１０時０１分 |
|  |  |
| 教育長**日程第１**教育長委員**日程第２**教育長各委員教育長**日程第３**教育長事務局教育長委員事務局委員事務局委員事務局委員教育長委員事務局教育長委員事務局教育長各委員教育長各委員教育長**追加日程第１**教育長委員教育長委員教育長各委員教育長各委員教育長**日程第４**教育長各委員教育長教育長各委員教育長**日程第５**教育長事務局教育長委員教育長委員教育長各委員教育長各委員教育長**日程第６**教育長各委員教育長事務局**日程第７**教育長事務局教育長事務局教育長委員事務局教育長各委員教育長**日程第８**教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長各委員教育長事務局教育長委員事務局委員事務局教育長教育長教育長 | 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和３年第２回定例教育委員会を開会します。事項書の日程に従いまして進めさせていただきます。**会議録署名委員の指名**日程第１、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、１番濵口委員を指名します。よろしくお願いします。**教育長報告**日程第２、教育長報告については、お手元に配付のとおりでございます。教育長報告について、質疑はございませんか。（質疑なし）ないようですので、次へ進めます。**議案第16号　令和３年度志摩市奨学金の貸与について**日程第３、議案第16号　令和３年度志摩市奨学金の貸与についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。それでは議案第16号、令和３年度志摩市奨学金の貸与についてご説明いたします。それでは３ページをご覧ください。令和３年度の奨学金貸与予定ございますが、上の方から、高校生の新規としまして、１人24万円で、５人分としまして120万円を計上しております。続きまして大学生の新規分としまして、同じく36万円の５人分で180万円を計上しております。それとその下の高校生の継続ですが、こちら昨年度以前に貸与を受けている方が、引き続き奨学金を借りられる場合を想定しまして、現状も１人借りていますので１人分、24万円を計上しております。その下の大学校で相当ということで、昨年度の令和２年度で８人の方が借りておりますので、こちらも36万円の８人ということで、288万円を計上しています。合計19人分で612万円を計上しております。説明は以上です。説明ありましたが質疑はございませんか。委員。この奨学金の受付期間を教えてください。募集期間の方は、４月５日月曜日から４月20日火曜日までの募集となっております。書類を準備するにあたって、新型コロナウィルス感染症の影響もあり、なかなか思うように準備しにくいという方も、おられるかと思います。もし可能であるなら、受付期間の延長を検討いただければと思いますがいかがですか。昨年もコロナの関係で、なかなか人と会えないとか、いろいろありまして、期間内にいったん出していただいて、その後、不足書類を取り寄せていただいたというのはあり、柔軟に対応させていただきました。今年も学校の方で推薦状を書いてもらうなどで、会うことが出来ない等ありますので、その辺はそういう対応させていただきます。返還金についてですが、志摩市の奨学金制度は返還金をもって、次の新しい方に貸与という形を取っていますが、現在の返還金の状況が分かれば教えてください。返還金の総額ですか。滞納している方が何人いるのか。概算でよろしいですか。はい。ひと月遅れても滞納という形になってしまいますが、口座にお金がなくて落ちなかったという方は見えますがその方は除いて、ちょっと多い方につきましては現状ですと16人、滞納処理ということで、現在市役所内に任期付きの弁護士が見えますので、その方の助言を受けながら、場合によっては法的措置というか弁護士名での督促とか、そういうところに現在対応しております。やはり、公平の原則の中で、原資はその奨学金を貸した分を返していただかないと次の方に貸せないという状況が出てきますので、その辺は弁護士の力も借りて対応をしております。受付期間については柔軟に対応するということで、よろしいでしょうか。はい。20日までにはいったん提出していただき、後日、不足書類を出してもらうという柔軟な対応をいたします。他よろしいでしょうか。（質疑なし）それではないようですので、採決に移ります。議案第16号について承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって議案第16号は可決されました。**議案第19号　令和３年度志摩市立幼稚園及び小中学校の教育方針について**追加日程第１、議案第19号令和３年度志摩市立幼稚園及び小中学校の教育方針についてを議題とします。私から簡単に説明をさせていただきますので資料をご覧ください。幼稚園について、小学校についても同じですが、大まかな大事なところは、記してありますので、そこを大きく変えるという動きはございません。ただ、コロナの関係もあって、幼稚園、小学校ともに、感染症に伴う、命を守る教育の推進という部分で、付け加えがしてあります。あと、文末を「何々を」と書いてあるものを取り組みの推進とかいうふうに止めて、項目として上げるという整理をしました。まず、幼稚園を見てください。幼稚園の花マークになっているものですが、先ほど言ったところは、左側の⑦危機管理・防災教育の推進の一番下の丸に「感染症などから命を守る意識と行動力の向上」というところを新しく盛り込みました。あと、表現はいくつか変えているところありますが、内容として変わっているところはありません。一番下の市の教育推進計画の文言が変わっているところがありますので、そこは志摩市教育推進計画と整合性を保つために変えてあります。幼稚園については大まかにそのようなところです。小学校、中学校については、目指すところは、目標のところのとおりですが、その目標とか重点課題、重点取り組み項目を整理しました。特に、重点課題については、幾つか一つにまとめながら、整理をしたというところがあります。例えばいじめ防止と不登校をセットにして、取り組まれればならない重要な課題として、そこに明示をしたということになります。それから同じように、防災教育の下にいのちを守る教育を入れました。これを踏まえて重点取り組みとして、①の確かな学力と豊かな心と体の育成は、一番基本になるところだということで改めて特出したというふうなことになります。②、③、④については、これまでのものを踏まえ、表現を少し変えたところがあります。特に③の一番下の災害や感染症に対するというところは、コロナを意識した文言になっています。同じように、志摩市教育推進計画と合わせるため、一番下は変えてあります。大事な部分は引き継ぎながら、来年度についても、幼稚園、小中学校でこういったことを目標にしながら、子どもたちの教育を進めていきたいという方針で、提案したものでありますので、いろんな角度から意見をいただければと思います。説明は以上ですので、質疑がありましたらよろしくお願いします。委員。幼稚園教育の実現のためにというところですが、幼稚園教育で育みたい資質とか能力、また育てたい姿という文言がこの中には入れていただいております。この目標に向かって、現場で具現的に活用して、子どもたちの健やかな成長発達に活用していただきたいと思います。ただ、③の心身の発達の促進というところで、食育のことも入れていただいた方がいいと思いましたので、よろしくお願いいたします。大事な項目として食育のところを追加というふうな意見をいただきましたので、内容は少し検討させていただきます。丸の三つ目を作って食育の推進を入れたいと思います。他よろしいでしょうか。委員。先ほど委員からもありましたが、教育大綱、それから教育推進計画の学校、園での取り組みがより具体化されたものとなっており、非常にわかりやすいものとなっています。また、近々の教育課題にも対応したものになっていますので、学校、園に今後周知徹底していただいて、より質の高い教育が推進されるように、よろしくお願いいたします。早速、各園、各校には、整理したもの届けて、これをベースにした教育目標等、また、各現場で進めていただけるような対応をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。他よろしいでしょうか。（質疑なし）他に質疑がないようですので採決に移ります。議案第19号について承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって、議案第19号は可決されました。**議案第17号　令和３年度志摩市教育委員会事務局職員の人事の承認について（非公開）**日程第４、議案第17号　令和３年度志摩市教育委員会事務局職員の人事の承認についてを議題とします。本案は人事案件のため非公開としたいと思います。賛成の方は、挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって、非公開とすることに決定しました。（非公開）それでは、採決に移ります。議案第17号について承認される方は挙手願います。（挙手）挙手全員です。よって議案第17号は可決されました。**議案第18号　志摩市スポーツ施設整備基本計画策定等について**日程第５、議案第18号、志摩市スポーツ施設整備基本計画策定等についてを議題とします。本案について事務局から説明。事務局。教育委員会からスポーツ推進審議会に対して諮問をしたいということで、今回、議案として上げさせていただきました。志摩市スポーツ推進審議会条例第２条第３号の規定に基づき諮問をということでございますが、スポーツ推進審議会については、全部で９項目のやるべき事柄があります。その中の第３項ということで、スポーツ施設に関することについて、教育委員会から諮問をしたいということで上程をさせていただいております。諮問事項としては、①から③番まで、志摩市スポーツ施設整備基本計画策定について。それから志摩市社会体育施設の在り方について。③として志摩市の子ども世代のスポーツ推進についてということの３項目でございます。趣旨については、下に記載がございますが、読むことで説明にかえさせていただきたいと思います。①志摩市内には、廃校後の体育館やその他のスポーツ施設が各町単位で多く点在しており、また、経年劣化等により施設全体に不具合が出てきています。この先、必然的に故障による改修が多く発生することが予想されるため、教育委員会が所管する25施設の統廃合等集約化し、スポーツ施設をマネジメントしていくための基本計画を令和３年度策定することから、計画策定にあたり内容等について調査審議を求めます。②昨年度の継続審議案件につき、①との関連も含めて、今後、志摩市社会体育施設はどうあるべきか調査審議を求めます。③昨年度の継続審議案件につき、子どもの人数が減っていくなか、いかにして志摩市の子どもたちがスポーツに親しむことができるのか、調査審議を求めます。以上３点を教育委員会から諮問をしたいということで、上程させていただきました。よろしくお願いいたします。説明がありましたが、質疑はございませんか。委員。スポーツ施設のあり方、基本計画策定ということですが、市内のスポーツ施設がそのままで、なかなか管理が行き届かない、されていないということもあります。そのような施設については開けて建物内に風を入れるだけでも長く使用が可能となるといわれています。その良い例が旧布施田小学校の体育館で、改築をして年数も経っていなくこのまま閉めっ放しにしたら、いたみも早くなるということで布施田地区の自治会、老人クラブ、消防団、青年団、自治会女性部が、直接市長に要望し使用が可能となった経緯もあります。現在老人クラブがカローリングで健康増進に取り組んでいます。また週１日や２日は自治会の役員が開けて、風を入れたり掃除をしています。他の利用についても計画中です。市も災害時に旧布施田小学校体育館を志摩町地区の救護所に予定しているようですが、すぐに使うことができます。平常時はスポーツ施設として利用が可能です。部活等、子ども世代のスポーツの推進ということで、スポーツ振興審議会、スポーツ推進委員で中学校の部活の受け入れ、子どもたちがやりたいことをスポーツクラブで受け入れていくことも考えてもらっています。また日本スポーツ協会では公認指導者を育成して、スポーツクラブでの質の高い指導ができるよう推進しています。スポーツの推進には子どもたちがやりたい事ができる環境を整えることが大切であると思いますので、市内のスポーツ施設をマネジメントするための基本計画策定の調査審議、どうすれば志摩市の子どもたちがスポーツに親しむことができるのかという調査審議を求めてください。よろしくお願いいたします。意見ということでよろしいですか。はい。他はいかがでしょう。（質疑なし）質疑がないようですので、それでは採決に移ります。議案第18号について承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって議案第18号は可決されました。**報告第８号　県費負担教職員の人事異動内申について（非公開）**日程第６、報告第８号、県費負担教職員の人事異動内申について（非公開）を議題とします。本案は、人事案件のため非公開にしたいと思います。賛成の方は挙手願います。（挙手）挙手全員です。よって、非公開とすることに決定しました。（非公開）それでは、報告第８号は承認されました。**報告第９号　令和３年度第１号補正予算について**日程第７、報告第９号、令和３年度第１号補正予算についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。質疑は各課説明後、一括して行います。事務局。資料の９ページをご覧ください。今回報告させていただきます予算につきましては、総合教育センターの空調設備及び電気設備の改修工事にかかる費用でございまして、令和２年度の国の補正予算第３号における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、財源を確保し、実施するものであります。内訳は、令和２年度に実施しました、総合教育センター改修工事の実施設計業務で納品されました。設計書の単価入替、この業務委託料に9万1,000円。それから、工事の施工管理業務委託料が36万3,000円。空調機器改修工事費が1,827万1,000円ということになっております。この補正予算につきましては、志摩市一般会計補正予算第１号としまして、第１回志摩市議会定例会に追加で議案提出させていただきまして、すでに３月17日に可決いただいているものであります。本来であれば、委員の皆様にご承認いただいた上で、議会へ上程するものでありましたが、日程の都合上、今回の報告が前後してしまいましたことにつきまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願いします。事務局。こども家庭課でみている鵜方幼稚園の改修事業につきましては、鵜方幼稚園の遊戯室に空調設備の工事を入れるというようなところです。先ほどセンター長が言ったように、うちも新型コロナウイルスの関係で、工事をさせていただく予定をしております。詳細につきましては９ページの補正予算の中にありますように、単価入替であるとか、施工管理業務委託、それから工事費で、882万5,000円を見ております。以上です。２課から説明がありましたが、質疑はございませんか。委員。鵜方幼稚園の改修事業をよろしくお願いいたします。他の幼稚園の状況についてはどうですか。他の公立幼稚園はあと４つありますが、すべて幼保園を整備した時に空調は入っていて、鵜方幼稚園だけが最後になってしまったという状況です。他に質疑はありませんか。（質疑なし）他に質疑がないようですので、報告第９号は承認されました。**その他協議・報告案件について**日程第８、その他の協議報告案件についてを議題とします。まず、①各課からの行事予定の報告を求めます。質疑については各課の報告の後、一括して行いますので、ご了承ください。事務局。教育総務課です。資料の10ページをお願いします。４月13日火曜日、13時30分から、令和３年度、小中学校予算配当説明会を予定しております。こちらは学校教育課と合わせて行います。次に、４月20日火曜日、９時から令和３年第４回定例教育委員会を405会議室で行いますので、またご予定をよろしくお願いいたします。以上です。事務局。資料は11ページになります。３月25日に小中学校の修了式を行います。それから３月31日に教職員退職辞令交付式を予定しております。すいません、こちらのゴシック体になっておりますが明朝体の誤りです。教育委員さんのご出席は、この後の辞令交付式のみお願いいたします。お詫びと訂正をさせていただきます。４月１日が先ほど申し上げました教職員の辞令交付式となっております。それから４月６日から９日にかけてですが、小中学校の始業式、それから中学校入学式、小学校入学式、幼稚園入園式となっております。あと、４月13日に主要事業説明及び予算配当説明会ということで、先ほど教育総務課から説明があった部分になります。４月15日の昼から人権感覚あふれる学校づくり支援事業説明会を予定しております。以上です。事務局。総合教育センターのほうですが、３月25日木曜日14時から15時に、市内小中学校における１人１台端末Windowsタブレット導入に係る教職員研修会を行います。場所は大王小学校となっております。今回、１人１台タブレットを整備しまして、教職員の方々に、それの周知とともに、研修ということでさせていただいておりまして、２月18日から始まっており、本日、浜島小学校でも行いますが、３月25日に大王小学校を最後に、研修を実施いたします。事務局。生涯学習スポーツ課の行事予定ですが、３月24日14時から今年度の志摩市社会教育委員会議を開催したいと思います。なかなかコロナ禍において、会議もできませんでしたが、最後の会議ということで今年度の事業の報告と来年度に向けたことについて、ご提案をしていきたいと思っております。それから、記載してございませんが、同日夜に、先ほどご承認をいただきましたスポーツ推進審議会を開催したいと思います。その会議に諮問したいというふうに考えております。それから４月１日には、生涯学習の講座の申し込みが開始されます。コロナワクチン接種会場として、該当する会場もございまして、日程の調整がまだまだ出来ていない状況がございます。もしかすると、会場で変更があるかもしれないという想定の中で募集をかけますので、応募される方々には、少しご迷惑をかける場面も出てくるかもわかりませんが、それらも触れながら募集を開始していきたいと思っております。それから、４月１日から約１ヶ月間、文化芸術推進事業補助金の計画の募集を開始いたします。昨年度から事業を盛り込んだものでございまして、50万円を上限に、補助をしていこうというものでございまして、昨年度は、残念ながら、応募はございませんでしたが、今年度も同額を計上しておりまして、それに向けての応募を開始していきたいと思っております。それから４月７日、８日にかけてですが、東京2020のオリンピックの聖火リレーで、三重県ルートを走るということでございます。志摩市からは、海女さんをされている三橋さんが、鳥羽の区間を走られる、鳥羽の佐田浜あたりを走られるということで、点火する前の一分間ぐらいにフォトセッションを市長とどうですかという案内が来ておりますので、その辺は市長が出席をしていただければそれでいきたいと思っております。ゴール地点についても８日の日はゴールを迎えますが、ゴール地点においてもお越しいただけませんかっていうような市長への案内がございます。これについては、そういうことでやるということで、事務局職員がそこに向かうかどうかというのは未定ですが、そういう行事がございます。それから、４月19日から22日までの間、昨年度から取り組んでおります。日本財団のあすチャレスクール2021を行いたいと思っております。現在、各学校に募集をかけておって、２校から参加したいということの依頼がございます。できる限り広げていきたいというふうに思っております。昨年、浜小と浜中で、開催をさせていただいて、すごく好評いただいた事業ですので、これも精力的に取り組んでいきたいと思っております。以上です。国体推進室は特に予定がございませんので省略させていただきます。以上で各課からの報告がすべて終わりましたので、一括して質疑を求めます。質疑はありませんか。（質疑なし）それでは質疑がないようですので、次へ進めます。②のその他について、何か報告はありませんか。事務局。子どもの育ちや学びの支援　志摩市総合教育センター便り第12～14号について説明します。今月は、年度末を迎え、研修が２つあったことや、内容が盛りだくさんであったために、１枚の紙面では収まりきらなかったことなどから例外的に３枚発行させていただくことにいたしました。まずは、２月19日に発行いたしました便り12号についてですが、２月５日に開催いたしました学力向上検討委員会の内容を記載いたしました。今回は志摩市総合教育センターの山際相談員を講師として、授業作りについての協議を行いました。センターの相談員は、保護者や子どもの困りごとに対応するだけでなく、授業作りや学級作り、学校作りなどの相談にも対応することになっており、山際相談員につきましては、学校現場において授業作りについての経験も豊富なことから、学力向上検討委員会における、有識者という立場での委員となっています。２学期後半にはセンター指導主事とともに、学校訪問を実施し、授業参観をおこなったり、学校長と学力向上に向けて懇談をおこなっており、そのことを踏まえて、今回は、学力向上検討委員とともに、「みえスタディ･チェックの調査問題から考える授業の課題と改善策について」というテーマに沿って、授業作りについて検討を行いました。全国学力学習状況調査や、みえスタディ・チェックの結果からは、活用力を見る問題に課題があり、この課題をどのように克服していくのかということについて考えました。活用力を問われる問題は、問題文そのものが長文となっており、長い文章を自分で読み解き、問われていることに的確に答えなければなりません。そのために授業の中でどのように力をつけていくのか、実際のみえスタディ・チェックの問題を手元に置き、委員自身が解きながら協議を進めました。長い問題を自分で読み解く力をつけるために、ということで、日々の授業の中で行う指導のポイントを記載しています。１つめは、文章を声に出して読むということ。２つめは、子どもが文章を読んだら指導者が、その内容について、一問一答形式で問答を行い、子どもたちに問題を解く上で大切な事柄を確認させていくということ。３つめは、子どもたちが問題文を読みながら問題を解く上で大事なところに印をつけていくということです。授業の中で、普段からこれらのことを習慣づけることで、子どもたちが長い文章を自分の力で読み込むことができるような授業作りが大切であるといったことについて協議しました。今回の委員会もWeb会議システムZOOMによる遠隔会議でしたが、一方的に話を聞くだけでなく、講師の質問に参加者が答える場面を作るなど双方のやり取りを行いながら会を進め、集合研修に近い形の会議を行うことができました。最後には、会議後のアンケートについても、グーグルフォームを利用し、その場で、インターネットを介して行ったということについて述べており、これから児童生徒１人に１台のタブレット端末が整備されるので、日々の学習においてもこのような仕組みを用いることが可能であるということを紹介しています。次に、３月12日に発行しました便り13号について説明します。２月26日に、いじめの認知及び不登校に対する対応についてというテーマで、法律家の視点から市の組織内弁護士の牛塲誠さんを講師として実施した生徒指導に係る研修講座の内容について紹介しました。研修は、Web会議システムのZOOMを用いて、参加者が各学校からパソコンで講師と接続する形で行われました。まず、いじめについての法律上の定義について記載していますが、ポイントは赤字で書いてありますように一定の人間関係にあるもの、心理的･物理的な影響を与ええる行為、苦痛を感じているもの、この３つがそろえばいじめとなります。いじめの判断という部分に記載させていただきましたが、いじめの判断は、行為があるかないか、苦痛を感じているかどうかであり、故意、悪意、優位な力関係、差別的な心情があるかないかで判断されるものではないということです。いじめ対応の機能については、人権侵害から守るということと、人間関係を構築する力の向上を支援するということで、講義では具体的な事例を挙げながらお話しいただきました。内容は記載させていただきましたとおりです。裏面をご覧下さい。人間関係を構築する練習の場としての学校ということで、具体的な指導について記載させていただきました。指導が必要であること、環境を整えることが重要となることから、子どもたち自身での解決や教師が介入しての解決を練習すること、いじめの基準を教えること、犯罪として取り扱うことという３点について記載してあります。早期発見ということについては、いじめの行為は発見しやすいが、苦痛は発見しにくい。そのために普段から子どもたちとコミュニケーションをとって様子をよく観察しておくことや対人関係で支援を要する子どもへの支援を適切に行っておくこと、職員間で何がいじめにあたるのかを明確にしておく必要があることを記載しています。保護者に対しても第一義的責任は保護者にあるとし、伝える際の留意点を２点記載させていただきました。１点目は、いじめについては人を傷つける行為者が悪いということを伝えること。２点目は、どのようなことがあったのかをきちんと伝える。ということです。最後に研修後のアンケートについて一部紹介させていただきました。参加者の方の満足度も非常に高いものとなっております。続いて第14号についてですが、第13号に続いて、生徒指導に係る研修講座における不登校に関する内容について、３月18日発行の便りとして紹介させていただきました。不登校に関しては、一つの事例をもとに参加者がその対応について考え、意見を出し合いました。意見はチャット機能というものを使って自分の意見を入力し、講師に送信しました。参加者の方々は経験が豊富なことから、記載のとおり、的確な意見も多く、研修会も充実したものとなりました。この事例への対応として、一番下のところに懸念事項を３点記載しています。１つ目に、児童aの意思の確認が取れていない。２つ目に、母Aが小学校卒業まで登校しない、学校に行かせないことを前提に話をしている。３つ目に、父Bの意思の確認が取れていない。ということです。裏面をご覧下さい。事例の対応として法的観点から考えなければならないことを記載いたしました。記載のとおり、成績評価、卒業認定は学校長の裁量によることができる。学習状況が把握できていない状況下において、担任や生徒指導担当者が軽々に回答すべきではないということを述べています。次に対応例を記載しています。休養の必要性があり、休養させること、児童ａの意思を尊重すること、母Ａだけでなく父Ｂの意思の確認をすること、医師の診断書を確認すること。必要に応じ、専門医への受診を勧めること、治療が必要な疾患に対する治療への協力を求めること、午後の時間帯からの登校などを打診すること、このようなことです。対応のキーワードとしまして、児童生徒の最善の利益を考えること、児童生徒の意思を尊重することといったことを記載しており、文部科学省より出されている義務教育の段階における、普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の内容を含めてお話しいただきましたので、それについても記載しています。最後にチーム支援ということで、専門機関等との連携については、先生の力量が足りないから専門機関にたよるということではないことや、先生方が専門性を発揮し、対応する中で、どういった役割の人間が児童生徒に寄り添うと効果的であるのかを一番に考え、チームで対応することが大切である。ということを記載しました。今回のセンター便りについては、このような内容です。質疑はございませんか。委員。いじめの対応事例を具体的にたくさん記載していただいてありがとうございます。よく分かりますし、大事にしていきたい点や要点をよくまとめていただいたと思います。その中で１点だけ、お聞きしたいことがあります。研修後のアンケートの一部を紹介しますというのがございますが、「苦痛を感じたらいじめと考えると、子どもたちが何も言えなくなってしまうのではないかと疑問が残った。」という意見に何か対応されましたか。意見をたくさんいただいた中で、どちらかというとネガティブと言いますか、どうしたらいいのかという気持ちで書いていただいたことかなと思います。こういった意見についても、それぞれどういった気持ちを述べているのかというのも、集約しながら、やっていこうと考えておりますので、今のところはこれに対する返答は行っておりません。意見はいろんな角度からもいただけることだと思いますので、その辺は意見として、しっかりと受けとめながらやっていきたいと思っております。ありがとうございます。検証していただいて、研修がより充実したものとなるよう、よろしくお願いします。関連して意見ですが、センターの意図的な広報というような部分から考えると、ただ、こういう意見がありましたというだけではなく、その中からピックアップして問題提起するなど、せっかく研修をしていただいた中身の部分を、意図的な広報にしていくということも考えられます。また、個別の対応をしていただいた中で、選んでいただくこともあると思います。その結果、出していただくとよりよいものになっていくと思います。ご指摘の通りだと思います。これを見た方々がどのように受け取るかっていうのがあると思いますので、いただいた意見を満遍なく載せる形で今回載せましたが、そういったことも考えながら次回からあたっていきたいと思います。ありがとうございます。これだけでも一つの大事なテーマですから、ここの認識が基盤になりますので、そのあたりまた次の研修というふうにつなぐこともできるかと思います。このままではないということでよろしくお願いします。他よろしいでしょうか。（特になし）それでは、その他、協議事項・報告案件についてを終わります。以上で、本日の日程はすべて終了しました。次回の定例教育委員会は令和３年４月20日火曜日午前９時から、４階405会議室で行います。以上で令和３年第３回定例教育委員会を閉会します。お疲れ様でした。 本日の会議を記録し、署名する。　　教　　育　　長　　　　　委　　　　　員 |